

あとがき

☺ 数年前からウォーキングをしています。洋服のサイズが合わなくなった（ジーパンがきつくなった）ことがきっかけです（笑）。昼間は忙しく人目があり、また日焼けも気になるのでもっぱら夜に歩いています。仕事がある程度片付いてから、反射材付きのタスキを体に掛けてから出発です。腕をがんがん振ってウェストをひねるようにし、まるで競歩のように足をどんどん動かします。体にある程度の負荷をかけた方が効果あり？と思ってのことです。出発してしばらくはスピードに体がついてこなく息が上がりますが、距離を歩くうちにだんだんと体が慣れてきます。今の季節は暑くも寒くもなく、体を動かすには最適です。虫の音を聞き、秋の花の匂いを嗅ぎながら一人無心になって歩きます。夜の空気はひんやりと冷たいですが、でも帰宅するころには体が温まり、一日の生活で疲れた頭もすっきりです。「今日も頑張ったね。」と心の中で自分に褒美を言い、明日への活力にします。ようし、今夜も歩くぞ!(^^)!



（事務所受付）



（相談室）

ご相談は電話にてご予約下さい。秘密は厳守されます。土曜日は無料相談日です。また、法テラスを利用すれば同一問題につき3回まで無料相談が受けられます。事務所までご相談下さい。

当事務所のホームページアドレスです。どうぞご覧下さい。

<http://www.kashiyae-lawoffice.com/>

樫八重総合法律事務所 通信 No.6 平成27年 秋号

宮崎市橘通り東4-1-27 小村ビル6階 Tel:0985-27-2558 Fax:0985-27-2669

E-Mail: kashiyae-lawoffice@office.made.ne.jp

Kashiyae news

2015年
秋号

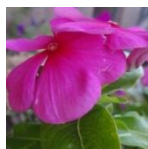


夏の暑さが過ぎ、朝夕ひんやりとして爽やかな季節になりました。秋の花は色が深くしっとりと落ち着いた気持ちになります。これからの紅葉も楽しみです。





～ご存知ですか？



法テラスについて

法テラスを利用した法律相談や事件処理のための扶助申請を当事務所でも受け付けておりますが、今回はその法テラスについてご説明します。

★法テラスとは

「日本司法支援センター」の通称で、国（法務省）が設立した法的トラブル解決の総合案内所（準独立行政法人）です。国民の皆様が、どこでもでも法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けられるようにしよう、という構想のもとに設立されました。情報提供業務、犯罪被害者支援業務、国選弁護等関連業務、司法過疎対策業務のほか、民事法律扶助業務として、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあわれたときに無料法律相談や必要に応じて弁護士・司法書士費用等の立替をしています。

Q 法テラスはどのようなことをしてくれるのですか？

・専門のオペレーターが、相談内容に応じた一般的な法制度や手続き、相談窓口をご案内します。法律相談をご希望の場合は、法律相談を受けられる窓口をご案内します。

Q 誰でも法テラスを利用した無料の法律相談ができるのですか？

・次の二つの条件を満たす方がご利用できます。①収入額が一定額以下の方（右★の収入要件をご参照下さい）。②民事法律扶助の趣旨に適する方。

Q 一回の相談時間はどれくらいでしょうか？

・30分程度です。相談内容をまとめておいて下さい。

Q どんなことでも相談ができますか？

・民事、家事または行政について相談ができます。刑事事件は相談の対象外です。

Q 弁護士費用の立て替えはどのようなことでしょうか？

・交渉や調停、裁判などの手続きの代理を弁護士や司法書士に依頼する場

合、☆着手金・実費・報酬金などがかかります。法テラスが利用者に代わってそれらの費用を支払い、利用者から分割で返済していただくシステムです。

☆着手金は、弁護士・司法書士に依頼する場合に必要な事務処理の為の費用です。援助決定後すぐに発生します。実費は、裁判所に納付する印紙代、鑑定費用、記録謄写料、通訳費用、受任者が事件処理や裁判のために遠隔地に行く場合の交通費などの事です。報酬金は、事件の結果に応じて弁護士や司法書士に支払うものです。着手金や実費とは別に、事件終了後にご負担いただく費用です。

Q 申込に必要な書類がありますか？

・①ご本人の資力を証明する書類（給与明細など）②住民票③事件に関する資料（例えば多重債務整理事件の場合、債務一覧表など）等が必要です。

★法テラスを利用できる方の収入要件

人数（家族）	手取り月収額の基準	家賃又は住宅ローンを負担している場合に加算可能な限度額
1人	182,000 円以下 (202,000 円以下)	41,000 円以下 (53,000 円以下)
2人	251,000 円以下 (276,100 円以下)	53,000 円以下 (68,000 円以下)
3人	272,000 円以下 (299,200 円以下)	66,000 円以下 (85,000 円以下)
4人	299,000 円以下 (328,900 円以下)	71,000 円以下 (92,000 円以下)

注：東京、大阪など生活保護一級地の場合、（）内の基準を適用。

☆そのほか詳しいことは、法テラスか当事務所にお尋ねください。

